

平成29年第3回教育委員会定例会日程

日 時 平成29年3月28日（火）

午後1時30分～

場 所 北栄町役場大栄庁舎 第1委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

第8号議案 北栄町教育委員会事務局組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第9号議案 北栄町立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

第10号議案 北栄町子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

第11号議案 北栄町在宅育児世帯支援事業実施要綱の制定について

第12号議案 北栄町産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱の制定について

第13号議案 北栄町乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の制定について

第14号議案 北栄町養育支援訪問事業実施要綱の制定について

第15号議案 北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱の制定について

第16号議案 顕彰碑筆塚復旧費補助金交付要綱の制定について

第17号議案 平成29年度北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について

第18号議案 平成29年度こども園、保育所及び小学校並びに中学校医の委嘱について

第19号議案 北栄町スポーツ推進委員の委嘱について

※第8号議案～第14号議案及び第19号議案は当日配付

5 報 告

- ・平成29年度学校給食費1食単価について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ・平成29年3月北栄町議会 一般質問について・・・・・・・・・・・・資料2
- ・区域外就学の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

6 その他

- ・次回教育委員会 定例会 4月 日（ ） 時 分から

第3回 教育委員会 報告

平成29年3月28日

=教育長=

◎業務内容

- 2月20日 音田教育振興基金給付審査会
- 2月21日 第3回人事ヒアリング
- 2月24日 議会全員協議会
- 2月25日 スポーツ表彰表彰式
日本海新聞ふるさと大賞2016表彰式
大谷こども園作品展
- 2月27日 シニアクラブ閉講式
マルイ寄付贈呈式
- 2月28日 倉吉北高校卒業式
第2回「中部版スクラム教育」連絡協議会
- 3月1日 倉吉西高校卒業式
- 3月2日～21日 北栄町議会3月定例会
- 3月3日 社会教育委員会・公民館運営審議会
第6回わかりやすいじんけんの話
- 3月4日 由良こども園作品展
倉吉鴨水館卒館式
- 3月7日 第11回北栄教育連絡会
- 3月8日 県教組面談
北栄町防災会議
北栄町職員労働組合町長交渉
- 3月10日 北条中学校卒業式
B&G財団2016年度災害復旧修繕助成決定書授与式
人事評価聞き取り
- 3月11日 年度末教職員異動教育長協議
- 3月12日 年度末教職員異動教育長内示
- 3月14日 北栄町議会行政報告会
臨時教育委員会
第3回人権推進協力員会議
- 3月15日 人事評価聞き取り
学校給食運営委員会
- 3月16日 年度末教職員異動校長内示
- 3月17日 北条小学校卒業式
人事評価聞き取り
人権地区推進員研修会
- 3月18日 青山剛昌ふるさと館開館10周年記念イベント式典

- 「コナンの家」米花商店街オープンセレモニー
コナン通りカラーオブジェお披露目式
郷土史入門講座
- 3月21日 臨時教育委員会
- 3月22日 人事評価聞き取り
竹歳敏夫奨学育英会理事会
教育行政評価委員会
- 3月23日 北条こども園卒園式
平成28年度児童生徒表彰式
- 3月24日 北栄町議会教育民生常任委員会と教育委員会との意見交換会
- 3月25日 北条みどり保育園卒園式
北栄町婦人会総会
- 3月27日 人事評価聞き取り
北栄町スポーツ推進員決算総会

第11回 教育連絡会

平成29年3月7日

★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

★いじめ問題について

子ども達の様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応をお願いします。

★報連相＋確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

★登下校時の安全確保

児童・生徒への注意喚起、自転車運転ルールの徹底（一時停止、ヘルメット着

用、併走禁止など)を図ってください。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をお願いします。

一昨年、平成27年3月に自転車と自動車が衝突する事故で、倉吉市内の小学生がなくなる事故が発生しています。春休み期間中の園児、児童、生徒に交通ルール、マナーの順守について繰り返し指導をお願いします。左右確認、ヘルメットの着用の徹底が図られるよう併せて指導をお願いします。

○学習指導要領改定案について

学習指導要領の改定案が発表されました。現在パブリックコメントを行っており、それを受けて3月末をめどに告示される予定です。平成30年度から幼稚園、平成32年度から小学校、平成33年度から中学校で全面実施されますので、スムーズな移行ができるように準備を進めてください。小学校の英語科で英語の免許を有する教員の配置を要望していますが、県教委は現教員の研修で対応しようとしています。外国語担当研修会への参加いただくとともに校内研修を行ってください。小中連携の充実も図ってください。町として対応できることがあれば申し出てください。

○教職員人事について

3月11日 教育長協議

3月12日 教育長内示

3月14日 臨時教育委員会

3月16日 校長内示 8時～北条小学校、8時10分～大栄小学校

8時20分～北条中学校、8時30分～大栄中学校

教職員内示 15時30分以降

新規採用教員内示 16時～

3月17日 講師任用内示

○年度末、学年末に向けて

年度の締めくくりの月になりました。今年度指導すべきことをしっかり指導しきったか、指導したことがしっかり定着しているか、指導残しがないかなど検証してください。

検証を受けて、北栄町教育大綱や北栄町教育振興計画の達成に向けて、今年度の評議員会の評価や意見を参考にして園、学校経営、運営の方針、計画を立ててください。

○学校への提出書類について

保護者が園や学校、町に提出する書類ですが、提出は紙ベースでの提出が必要

かと思いますが、申請書類は園や学校、町に取りに行くことなくホームページからダウンロードできるようにしてください。どのような書類を行うかは園、学校と事務局で詰めてください。

＝教育総務課＝

1 学校給食運営委員会について

3月15日、北栄町大栄農村環境改善センターで開催。平成29年度の学校給食の運営方針、給食単価、衛生管理、民営化に伴う自己評価、給食アンケートの結果などについて、協議、報告を行いました。単価については、昨年度と同様(1食あたり中学校330円、小学校278円、こども園242円)となりました。

2 放課後児童クラブ保護者説明会について

3月15日、北条ふれあい会館で、3月16日、中央公民館大栄分館で開催。H29年度の学級運営、支援員の紹介を行ったほか、1年間事故が無く楽しい放課後児童クラブとなるよう、ルールの徹底などについて保護者説明を行いました。

3 竹歳敏夫奨学育成会理事会について

3月22日開催。平成28年度の奨学金給付の対象者選定、平成29年度の事業計画及び収支予算協議を行いました。

4 教育行政評価委員会について

3月22日、農村環境改善センターで開催。外部評価事業20事業について、外部評価委員から最終評価を受けました。

＝生涯学習課＝

1 平成28年度北栄町スポーツ表彰・日本海新聞ふるさと大賞2016表彰式について

日 時 2月25日 午前9時～

場 所 大栄農村環境改善センター ホール

概 要・スポーツ表彰 体育功労賞 田村弘典さん

優秀指導者賞 藤田博美さん 他5名

スポーツ最優秀賞 小原北斗さん 他5名

スポーツ優秀賞 石丸美嗣さん 他20名

スポーツ敢闘賞 中村萌愛さん 他95名

スポーツ奨励賞 松本 凜さん 他85名

・スポーツグランプリ表彰

大自治会の部 第1位 大島 第2位 大谷 第3位 妻波

中自治会の部 第1位 北条島 第2位 曲 第3位 土下
小自治会の部 第1位 比山 第2位 青木 第3位 高千穂

・日本海新聞ふるさと大賞

地域貢献賞 井上 求さん 曲月曜会
スポーツ功労賞 小原北斗さん 古川日南子さん

2 人権教育推進協力員研修会について

日 時 2月28日 午後1時30分～4時

場 所 倉吉体育文化会館 中研修室

参加者 7 / 10人

概 要・鳥取県人権文化センター研究発表会にて研修

・平成28年4月施行「障害者差別解消法」に関する調査研究について学
ぶ

3 第3回社会教育委員会・公民館運営審議会について

日 時 3月3日 午後1時30分～3時30分

場 所 大栄農村環境改善センター 会議室4

参加者 8 / 11人

概 要・社会教育事業のアンケートについて

・平成28年度事業実施報告
・平成29年度事業計画（案）提案

4 第3回人権教育推進協力員会議について

日 時 3月14日 午後7時～9時

場 所 大栄農村環境改善センター 会議室4

参加者 13 / 17人

概 要・平成28年度人権を学ぶ会総括

・平成29年度事業計画（案）提案

5 北栄町人権教育地区推進員研修会について

日 時 3月17日 午後7時～8時30分

場 所 中央公民館大栄分館 講堂

参加者 人

概 要・人権教育地区推進員の役割

・平成28年度人権を学ぶ会の概要
・平成29年度人権教育・啓発事業の周知
・講演 「知っていますか ネットのこわさ!! ～情報化社会と部落差別・人権侵害」

講師 倉吉市企画振興部人権局 局長補佐 下吉真二 氏

6 ほくほくプラザについて

①絵本の読み聞かせ会 日 時 2月26日(日) 午前10時～11時

参加者 20人(幼10、小2、大8)
概 要・人形劇「かえるをのんだととさん」
・絵本「くずかごおばけ」

②漫談を楽しむおしゃべりサロン

日 時 2月17日(金) 午前9時～11時

参加者 10名
概 要・愉快的話を視聴
・軽食を囲んで会話を楽しむ
・参加費 100円

③分かりやすいじんけんの話

「東日本大震災に学ぶ いま、「つながり」を考える」

日 時 2月19日(日) 午後1時30分～3時

参加者 14名
概 要・講師 とっとり震災支援連絡協議会 佐藤淳子 氏
・避難体験者同行
・風評被害、いじめ、人権侵害等々の実態

「ワーク・ライフ・バランス」

日 時 3月3日(金) 午後7時～8時15分

参加者 12名
概 要・講師 鳥取県男女共同参画センター 太田雅子 氏
・男女とも指呼とも生活も充実するよう出来ることから始めよう

④子ども向け行事

ヨットカーづくり

日 時 2月18日(土) 午後1時30分～4時

参加者 13人(幼2、小9、大2)
概 要・小学生以上対象
・参加費 200円
・風受けに絵を描いて、風のみで走るヨットカーを作る

ひなまつりクッキング

日 時 2月25日(土) 午後1時30分～4時

参加者 31人(幼6、小18、大7))
概 要・参加費 100円
・ひしもち風のちらしずしを調理

お茶会

日 時 3月11日(土) 午後1時30分～4時

参加者 31人(幼6、小11、大14))
概 要・参加費 100円

・いちご大福調理し、茶菓にし、子どもが抹茶を点て、ふるまう
工作教室 フォトクリップをつくろう

日 時 4月8日(土) 午後1時30分～4時

概 要・参加費 100円 誰でも参加可

・木の枝、貝殻を材料に作る

自然体験教室 わらびとりに出かけよう

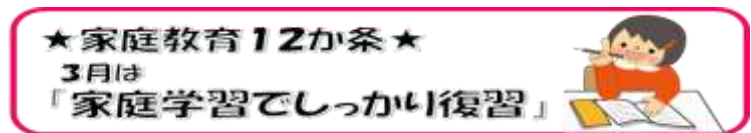
日 時 4月23日(日) 午後1時30分～4時30分

概 要・参加費 100円 誰でも参加可

・マイクロバスに乗ってわらび取り

【特徴的な事項】

- ・第30回北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会募集開始(3/14～)
 - ・ジュニアスポーツクラブ活動開始式 4月1日(土) 午後7時～
- ※指導者委嘱状交付式 18:30～



= 図書館 =

1 出前講座「あたまイキイキ音読教室」について

日 時 3月2日(木) 13時30分～14時30分

場 所 下種集落センター

概 要 いきいきサロンに参加した方と、手遊びや音読を一緒に楽しむ。

参加者 9名

2 あたまイキイキ音読教室について

日 時 3月15日(水) 午前10時30分～

場 所 図書館2階 研修室

概 要 音読(手遊び、歌、童話など)を参加者全員で声に出して読む。

関連図書の展示コーナーの設置

参加者 3名

3 第3回郷土史入門講座について

日 時 3月18日(土) 午後1時30分～3時30分

場 所 図書館 研修室

講 師 根鈴輝雄 氏(倉吉博物館長)

概 要 「北栄の燈籠ーこんぴらさんー」

鳥取県中西部に集中して分布する金毘羅燈籠を取り上げて、その意味や信仰について紹介

参加者 33名

4 今後の予定について

(1) 自閉症啓発パネル展について

期 間 3月17日(金)～4月12日(水)

場 所 図書館玄関ロビー&1階フロア

概 要 4月2日の「世界自閉症啓発デー」に合わせ、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深める機会とする。合わせて、関連本を展示し貸出につなげる。

(2) 大栄中学校絵本のポップ展示について

期 間 3月18日(土)～4月6日(木)

場 所 図書館1階フロア

概 要 大栄中学校の生徒が、国語の授業の一環で絵本のポップを作成。学校内に展示後、図書館で展示をし、読書推進と利用促進を図る。合わせて、「今こそ絵本を！」事業も周知する。

(3) あたまイキイキ音読教室について

日 時 4月20日(木) 午前10時30分～

場 所 図書館2階 研修室

概 要 音読(手遊び、歌、童話など)を参加者全員で声に出して読む。

関連図書の展示コーナーの設置

【特徴的な事項】

1 図書館の貸出状況等について

平成29年2月分の貸出等実績

		利用者人数 (人)	貸出冊数 (冊)
2月分 (前年分)	図書館	1,390 (1,533)	4,938 (5,467)
	北条分室	562 (634)	2,092 (2,235)
累計 平成28年 (平成27年)	図書館	15,813 (17,077)	56,683 (61,609)
	北条分室	6,826 (6,943)	24,734 (23,703)

＝中央公民館＝

1 中央公民館ロビー展について

(1) 日 時 2月16日(木)～28日(火)

概 要 トールペイント教室作品展

(2) 日 時 3月1日(水)～3月15日(水)

概 要 青山剛昌ふるさと館マンガ・イラスト展

※共通：場 所 中央公民館 ロビー

2 平成28年度シニアクラブについて

閉講式

日 時 2月27日(月) 午後1時30分～午後3時40分

場 所 大栄農村環境改善センター

参加者 86名

概 要 ・講演と演奏

演 題 「音楽で人生を豊かに。」

講 師 ヴィオラ奏者 生原 幸太さん

・1年間の学習成果発表

(歌唱・フラダンス・活動写真展)

・皆勤表彰 31名

・全員による唱歌「ふるさと」手話合唱

3 青少年育成講座「おもしろまなびタイム～後期～」について
「クイズラリーで楽しもう！」

日 時 2月22日(水) 午後3時30分～午後5時15分

場 所 中央公民館 講堂

講 師 図書館北条分室 司書 藤井 明美さん

参加者 11名

概 要 ・宿題・クイズラリー

4 第2回自治会まちづくり役員(生涯学習部長)研修会について

日 時 3月12日(日) 午前10時～午前11時30分

場 所 中央公民館 講堂

参加者 36自治会 50名

内 容 ・講 演「南部町地域協議会によるまちづくりの取り組み」

講師 南部町地域協議会サポートスタッフ 末次 多衣子さん

・平成29年度生涯学習課関係事業紹介

議案第 15 号

北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱の制定について

北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 29 年 3 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付に関し、北栄町補助金等交付規則(平成 17 年北栄町規則第 43 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本補助金は、「地域の子どもたちは地域で育てる」という環境づくりの推進を図るとともに、児童生徒が計画的な生活習慣や自ら取り組む学習姿勢の定着を図りながら地域への愛着心や社会性を身に着けるため、地域の児童生徒を対象として学習活動を行う自治会等に対して財政的な支援を行うこととする。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、地域の児童生徒を対象として、長期休業中に 3 日以上非営利で学習活動を行う自治会、自治会 PTA、地域の有志・団体とする。

2 補助金の交付は、1 年度 1 回限りとする。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助対象となる経費は、補助事業者が実施する教科学習及び体験・研究活動に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 外部団体が主催、運営する体験学習への参加料
- (2) 施設への入館料
- (3) 食糧費

(補助金額)

第 5 条 補助金の額は、別表の第 1 欄に掲げる補助対象経費に同表第 2 欄に定める率を乗じて得た額又は同表第 3 欄に定める上限額のいずれか低い額(その額に 1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額)とする。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業実施前に北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を町長へ提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第 7 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定した場合には、申請者に北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付決定通知書(様式第 2 号)を送付するとともに補助金を交付するものとする。

(着手届)

第 8 条 規則第 13 条に掲げる着手届は、本補助金においては提出を省略することができる。

(完了届)

第 9 条 規則第 14 条に掲げる完了届は、第 10 条第 1 項の実績報告をもってこれに代えるものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、事業完了後 30 日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金実績報告書(様式第 3 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 活動内容を示す写真
- (3) その他町長が認める書類

(決定の取消し)

第 11 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 補助対象経費	2 補助率	3 補助金限度額
指導者謝礼 (1 回あたり 1,800 円/ 人)	補助対象経費の 10 分の 10 以内	3 万円
教材、原材料等		1 万円

別紙様式 1 (第 6 条関係)

北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付申請書

平成 年 月 日

北栄町長 様

申請者 団体等名
代表者氏名
住所
連絡先

印

平成 年度において標記補助金を受けたいので、北栄町補助金等交付規則第 5 条の規定により次のとおり申し込みします。

記

- 1 事業主体
住所
団体・個人名
- 2 事業計画
期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(日間)
場所
参加予定者
- 3 事業費

事業種目	内 訳	事業費 (円)
講師謝礼 (1 回あたり 1,800 円/人)		※上限 3 万円
教材又は 原材料		※上限 1 万円

別紙様式 2 (第 7 条関係)

北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

北栄町長

平成 年 月 日付で申請のあったことについて、北栄町補助金等交付規則 (平成 17 年北栄町規則第 43 号。以下「規則」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

この補助金の交付対象となる補助事業名並びに補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により、補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額は、別に通知するところによるものとする。

- 1 補助事業名 北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援事業
- 2 補助事業に要する経費 円
- 3 補助金の額 円
- 4 交付決定の条件

- (1) この補助金は、交付の目的以外に使用してはならない。
 - (2) 補助事業者は、規則の定めに従い、適正に執行、管理しなければならない。
 - (3) 補助金交付条件及び交付規則に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (4) 補助事業者は、この補助金にかかわる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して 5 年整理保管しなければならない。
 - (5) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、5 日以内に補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を町長に提出しなければならない。
- また、補助金の交付決定に係る会計年度が終了した場合も同様とする。

議案第16号

顕彰碑筆塚復旧費補助金交付要綱の制定について

顕彰碑筆塚復旧費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成29年3月28日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

顕彰碑筆塚復旧費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、顕彰碑筆塚復旧費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 本補助金の交付対象となる者は、北栄町土下112番地 北栄町中央公民館敷地内の顕彰碑筆塚（以下「筆塚」という。） 建立者 鳥取県中央書道連盟（以下「連盟」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 本補助金の交付対象となる事業は、平成28年10月21日発生の鳥取県中部地震により倒壊した筆塚の復旧事業とする。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、前条の対象事業に要する経費の3分の1以内で、予算の定める範囲内とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 17 号

平成 29 年度北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）第 4 条の規定により、平成 29 年度の北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準を定めたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成 17 年北栄町教育委員会規則第 5 号）第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 29 年 3 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

平成 29 年度同学年の児童・生徒で編制する 1 学級の児童又は生徒の数

(1) 小学校

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
30 人	30 人	33 人	33 人	35 人	35 人

(2) 中学校

1 年	2 年	3 年
33 人	35 人	35 人

(添付参考資料：議案第17号関係)

●少人数学級編成 整理表 (協力金含む)

【小学校】

基準／学年	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年
国	35人	40人	40人	40人	40人	40人
県	30人	30人	35人	35人	35人	35人
29	②県単独	②県単独	①県・町	①県・町	①県・町	①県・町
町			33人	33人		
			③町単独	③町単独		

※③町単独は、学年児童数が67人から70人までが対象で、すべて町負担500万円。

①71人から80人までが、県・町1/2協力金で半額負担。小学校は、教員1名分の負担となり、町負担200万円×1名分となる。

②県単独は、すべて県費負担。町負担0円

【中学校】

基準／学年	中1年	中2年	中3年
国	40人	40人	40人
県	33人	35人	35人
	②県単独	①県・町	①県・町
町			

※①71人から80人までが、県・町1/2協力金で半額負担。中学校は、原則、教員2名分(学級数による)の負担となり、200万円×2名分となる。(学校の学級数により教員配置数は1名の場合もある。)

②県単独は、すべて県費負担。町負担0円

・町単独基準はない。

議案第 18 号

平成 29 年度こども園、保育所及び小学校並びに中学校医の
委嘱について

次の者をこども園、保育所及び小学校及び中学校医に委嘱したいので、北栄町
教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 29 年 3 月 28 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

平成29年度 こども園・保育所・学校医名簿

●任期:平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

園・学校	種別	氏名	病院等
北条こども園	内科医	高 見 博	高見医院
	歯科医	林 映理子	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺 坂 祐 樹	野島病院
	薬剤師	石 川 智 宏	アイ調剤薬局 北条店
大誠こども園	内科医	妹 尾 磯 範	せのお小児科内科医院
	歯科医	仲 秀 典	仲歯科医院
	眼科医	武 信 順 子	武信眼科医院
	薬剤師	福 光 真寿美	加藤調剤薬局
由良こども園	内科医	妹 尾 磯 範	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋 本 衆二郎	橋本歯科医院
	眼科医	武 信 順 子	武信眼科医院
	薬剤師	牧 野 幸 弘	あかさき薬局
大谷こども園	内科医	妹 尾 磯 範	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋 本 衆二郎	橋本歯科医院
	眼科医	武 信 順 子	武信眼科医院
	薬剤師	石 亀 二美江	まつもと薬局
北条小学校	内科医	高 見 博	高見医院
	歯科医	林 映理子	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺 坂 祐 樹	野島病院
	耳鼻科医	橋 本 好 充	厚生病院
	薬剤師	森 下 聡 夫	大陽堂薬局
北条中学校	内科医	高 見 博	高見医院
	歯科医	林 映理子	えりい歯科クリニック
	眼科医	森 廣 敬 一	森廣眼科医院
	薬剤師	御 船 ゆみこ	清水病院
大栄小学校	内科医	大 石 一 康	大石医院
	歯科医	仲 秀 典	仲歯科医院
	眼科医	武 信 順 子	武信眼科医院
	耳鼻科医	石 津 吉 彦	石津クリニック
	薬剤師	加 川 教 史	ひまわり薬局
大栄中学校	内科医	中 本 健太郎	中本内科医院
	歯科医	橋 本 衆二郎	橋本歯科医院
	眼科医	武 信 順 子	武信眼科医院
	薬剤師	牧 田 眞知子	大陽堂薬局

議案第19号

北栄町スポーツ推進委員の委嘱について

次の者を北栄町スポーツ推進委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成29年3月28日 提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

平成 29 年度 学校給食費 1 食単価について

区分	H29 年度 1 食単価	給食の内容	H28 年度単価
小学校	278 円	主食、副食、牛乳	278 円
中学校	330 円	主食、副食、牛乳	330 円
こども園	242 円	副食、牛乳	242 円

(参 考)

区 分		パン	米飯	牛乳
小学校	低学年	50 g	80 g	200 ml
	中学年	60 g		
	高学年	70 g		
中学校		80 g	90 g	200 ml
こども園		(提供なし)	(提供なし)	200 ml

平成29年第3回定例会

一般質問答弁書

一般質問 3月13日・14日

北 栄 町

平成29年第3回北栄町議会定例会
一般質問 質問事項一覧

順序	質問者	質問事項	質問相手
1	12番 飯田正征	(1)防災訓練等について ・避難情報の意味を住民周知すること ・避難所運営の訓練を行うこと	町長
		(2)行政改革について ・他の市町村の優良事例をわが町に活用しては	町長
		(3)保育所の医療的ケア児の入所について ・たん吸引など医療的ケアが必要な子どものこども園の入所実態はどうか。 ・本町も受け入れ態勢を整えるべきと思うが。	教育委員長
		(4)部落差別解消について ・部落差別解消推進法の成立で相談体制の充実、教育・啓発・実態調査の実施が明記。 ・本町の現在の組織体制で取り組みが十分に出来るか	教育委員長
2	3番 池田捷昭	(1)北条地区の賑わい施策について問う ・町民が感じる賑わいの観点から、この（北条）地区のよい面をどのように評価されるか。	町長
		(2)松本町長の政治姿勢について ・管理職と町長の意識かい離について ・県立美術館誘致の町長の対応について	町長
3	2番 田中精一	(1)自治会が設置する避難所に町助成を ・避難所開設を自治会に要請し、その費用を町が助成するについて	町長
		(2)高齢者等の運転免許証自主返納 ・路線バスやJRの運賃割引制度の実現について ・マイカー廃車手数料の一部助成の検討について	町長
4	7番 宮本幸美	(1)松本町長の進退について問う ・進退について	町長
5	11番 油本朋也	(1)観光客の誘致 ・エアソウル便の好調が伝えられる中、航空機を利用して訪れる観光客数は。 ・地震後に一時落ち込んだ「青山剛昌ふるさと館」の入館者数の回復は。	町長
		(2)AEDの設置環境 ・24時間使用できる環境整備を	町長
6	6番 森本真理子	(1)1、2月の農業ハウス雪害状況について ・1月23日から25日にかけての雪害の実態はどうか。 ・2月10日から12日にかけての雪害の状況はどうか。	町長
		(2)国際交流のありかたについて	町長

順序	質問者	質問事項	質問相手
		・日南町はアメリカに小中学生を派遣している	
7	14番 津川俊仁	(1)差別解消に向けた法制度制定における本町の取り組みについて ①障害者差別解消法の合理的配慮の部分における ・平成28年4月以降の取り組みと成果、平成29年度に向けた取り組み ②ヘイトスピーチ解消法に関し、 ・ヘイトスピーチを許さないとするメッセージの発信、啓発の現状と取組は③部落差別解消推進法に関し、 ・相談体制の充実、教育・啓発の実施について今後どう取り組むか ・特に実態調査についてはどう取り組むか ④様々な差別の解消に向けた大きなうねりが起こること期待	町長 教育委員長
		(2)フッ化物洗口について ・フッ化物洗口について、教育委員会の議論の経過と、保護者への対応、また、平成29年度の小・中学校での実施について伺う。	教育委員長
		(3)小中学校教職員の駐車料金協力金について ・小、中学校の教職員に駐車料金協力金の徴収を検討されているが、その根拠となる例規と妥当性について伺う。	教育委員長
8	9番 斉尾智弘	(1)胃がん検診の受診率向上を図る方策としてピロリ菌検査の導入を 胃がん検診の受診率向上を図る方策としてピロリ菌検査の導入について	町長
		(2)臨時保育士の日給月給を月給とすることについて ・臨時保育士の賃金は日額で、年末年始となると勤務が少なく、やりくりが大変だとときく。処遇改善を行ってはどうか。	町長 教育委員長
		(3)コナン通りの無電柱化について ・コナン通りを無電柱化しては。	町長
9	1番 浜本武代	(1)北栄町の農業のまちづくり ・農地集積の現在の進捗状況とどのような計画をえがいているのかを伺う。	町長
		(2)認知症の介護者への支援 ・認知症の人と家族の集いについて。体験型講座開催について	町長
		(1)北栄町の農業のまちづくり ・児童、生徒が町の自然、農産物、歴史などを紙芝居で理解し、農業の大切な応援団、後継者になってもらいたいと思うが。	教育委員長
		(1)北栄町の農業のまちづくり ・農地の集約の進捗状況とその計画はどのようなものか。	農委会長
10	10番 阪本和俊	(1)環境にやさしい町づくり推進事業について ・環境破壊により生態系への悪影響が懸念されるが、国に働きかけ何らかの対策を講ずるべきではないか。	町長
		(2)北栄ドリーム農場の取り組みについて ・JAの直売所に出荷したドリーム農場のいちごの評判について	町長

		(3) 県立美術館誘致の際の町長の姿勢について ・1度も前面にたって行動されませんでした。	町長
11	13番 長谷川 昭二	(1) 後期高齢者医療保険制度について ・後期高齢者医療保険料の軽減措置見直しに伴う高齢者への影響と対応	町長
		(2) 就学援助金について ・入学準備金の立て替えをしなくてすむように、就学援助の支給時期を入学前にすることは	町長 教育 委員長
	計 11 人	計 26 問	

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	1 番-3	質問議員名	飯田 正征 (12 番)
質問事項 (質問要旨)	保育所の医療的ケア児の入所について ・たん吸引など医療的ケアが必要な子どものこども園の入所実態はどうか。 ・本町も受け入れ態勢を整えるべきと思うが。		
答 弁 者	教育委員長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

飯田議員のご質問にお答えします。

最初に、医療的ケアが必要な子どもの、こども園への入所についてでございます。

まず、本町のこども園での受入れについてでございますが、今までに受入れの実績はございません。また、現在、看護師の配置もできておりませんので、受け入れる体制も整っていません。

議員ご指摘のとおり、昨年、児童福祉法が改正され、医療的ケアが必要な子どもについて、その保育のニーズに応えるよう、自治体に対して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない、とされたところであります。

このことは、こども園においても対応していかなければならない大事なことであります。

しかしながら、本町の状況では、看護師を配置し、十分に安全な体制を常に整えて置くということは、財政面や人材確保等から難しいというふうに考えておりました。現在、教育委員会の対応といたしましては、入所の申込みがあった場合、子どもの病状、医師の意見、園の意見などを総合的に検討し、安全が担保され受入れ可能と判断した場合に、看護師を雇用するというような流れで対応するよう考えているところでございます。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	1 番-4	質問議員 名	飯田正征（12 番）
質問事項 (質問要旨)	部落差別解消について <ul style="list-style-type: none"> ・部落差別解消推進法の成立で相談体制の充実、教育・啓発・実態調査の実施が明記。 ・本町の現在の組織体制で取り組みが十分に出来るか 		
答 弁 者	教育委員長	担当課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

次に、部落差別解消についてのご質問でございます。

平成 28 年 12 月 16 日施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」は、初めて部落差別の存在を法律で定めたものであり、この法の内容をしっかりと理解し、取り組みを進めていかなければならないと考えています。

相談体制の充実につきましては、議員仰せのとおり、相談件数が少なく人権相談員を廃止した経緯はありますが、生涯学習課人権教育推進室、ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）で相談を受けるとともに、人権擁護委員による相談、法務局・県人権局が設置している人権相談窓口等もありますので、相談状況を把握しながら、まずは関係機関と更なる連携をし、対応してまいります。

教育・啓発につきましては、平成 27 年度に隣保館・児童館を「ほくほくプラザ」に集約し、町全体に対する人権啓発・教育の発信拠点として取り組みを充実させてきております。「人権を尊重するまちづくり推進計画」にある 14 人権分野から主要テーマを設定しながら全自治会を対象に行っている「人権を学ぶ会」では、平成 29 年度は『部落差別』を主要テーマに取り上げる予定にしています。また、ほくほくプラザが実施しています「分かりやすいじんけんの話」で取り上げたり、部落解放月間や人権週間でも積極的に情報発信、啓発を行い、今まで行っている取り組みとつながりを持たせながら効果的な周知、啓発に努めてまいります。

特に平成 29 年度は「人権を尊重するまちづくり推進計画」の見直しを行う予定にしていますので、この中でも法の趣旨を活かした取り組みとなるようにしてまいります。

いずれにしましても差別解消に向けた取り組みは組織体制の在り方に関わることから常に検証しながら進めてまいります。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	7 番-1	質問議員名	津川 俊仁 (14 番)
質問事項 (質問要旨)	<p>差別解消に向けた法制度制定における本町の取り組みについて</p> <p>①障害者差別解消法の<u>合理的配慮の部分</u>における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月以降の取り組みと成果 ・平成 29 年度に向けた取り組み <p>②ヘイトスピーチ解消法に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチを許さないとするメッセージの発信 ・啓発の現状と取り組みは <p>③部落差別解消推進法に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実、教育・啓発の実施について今後どう取り組むか ・特に実態調査についてはどう取り組むか <p>④様々な差別の解消に向けた大きなうねりが起こること期待</p>		
答 弁 者	町長	担当課	福祉課・生涯学習課

[答弁要旨]

津川議員のご質問にお答えいたします。

差別解消に向けた法制度制定における本町の取り組みについてのご質問でございます。

はじめに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について でございます。

この障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして制定されたものです。

平成 28 年 4 月 1 日に施行されましたこの法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは、国・県・町などの行政や、会社やお店等の事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁じるものです。

また、「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった時には、負担になりすぎない範囲で対応することが求められるものです。

平成 28 年度における町の具体的な取り組みとしまして、平成 28 年 4 月号の広報北栄に、障がい者差別解消法の施行にあたって、法の説明と啓発記事の掲載をおこないました。

また、8 月には町内事業所における研修を実施したほか、役場職員を対象にした研修も 10 月に行っています。そして、11 月末には、この障害者差別解消法の啓発用リーフレットを全戸に配布するとともに、12 月 6 日に、北栄町障がい者地域自立支援協議会が主催となり、障がいのある人への権利について認識を深めるための講演会を開催いたしました。

(成果とは言わないのかもしれませんが) これまでの、町における合理的配慮への取り組みを紹介させていただきますと

- ・大栄庁舎にエレベーター、オストメイト対応のトイレの設置
- ・大栄体育館・北条体育館のバリアフリー化
- ・町道等に点字ブロックを設置（緑ヶ丘団地、J R 由良駅、中央公民館

大栄分館の周辺)

- ・広報北栄音声版の提供

などがございます。

平成 29 年度も、28 年度と同様に、「不当な差別的取扱い」がなされず、「合理的配慮の提供」がさらに町内でも進んでいくように、広報などによる啓発や事業所への研修などに取り組んでいきたいと考えています。

次に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」について でございます。

本町の現状としまして、集会やデモ行進はありません。また、ヘイトスピーチに関する相談等もございません。しかしながら、特定の方々を地域社会から排除することや煽動(せんだう)するような不当な差別的言動を行うことは絶対に許されません。平成 28 年 6 月 3 日に施行されましたこの法律の趣旨にあるようにヘイトスピーチはあってはならないことと考えていますので、私自身も機会を捉えながらメッセージを発信し、また、既に行っております広報北栄などへの記事掲載や会議を活用した周知などにも引き続き取り組み、町民のみなさまへのさらなる啓発をすすめてまいります。

次に、「部落差別の解消の推進に関する法律」について であります。

この法律は、平成 28 年 12 月 16 日に施行されました。現在もなお部落差別が存在していることやインターネットによって起きている部落差別の状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現するためにこの法律ができたことは非常に重要なことだと考えています。部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会に参加し、人権を保障する制度の制定を求めてきた私たちにとって成果と感じております。理念法で具体的な部分についてはこれからだと思いますが、町での取り組みをさらに進め、関係機関とより連携しながら、部落差別解消のための相談、教育や啓発などの施策を行ってまいります。

なお、実態調査につきましては、国が行うものとなっておりますので、具体的なことがわかった段階で実施について協力してまいります。

平成 28 年中に個別の差別を解消するための法律が次々と施行されました。この流れが、わが町でも差別が無くなり、一人ひとりの人権がより大切にされる起点になればと考えております。平成 29 年度には「人権を尊重するまちづくり推進計画」を見直しますので、これらの法律を遵守し、活かしながら、今まで以上に町民が安心して、心豊かに暮らせる町となるよう多くの方から意見をいただきながら策定を進めてまいります。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	7 番-1	質問議員名	津川俊仁（14 番）
質問事項 （質問要旨）	<p>差別解消に向けた法制度制定における本町の取組みについて</p> <p>①障害者差別解消法の<u>合理的配慮の部分</u>における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月以降の取組みと成果 ・平成 29 年度に向けた取組み <p>②ヘイトスピーチ解消法に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチを許さないとするメッセージの発信 ・啓発の現状と取組みは <p>③部落差別解消推進法に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実、教育・啓発の実施について今後どう取り組むか ・特に実態調査についてはどう取り組むか <p>④様々な差別の解消に向けた大きなうねりが起こること期待</p>		
答 弁 者	教育委員長	担当課	生涯学習課

〔答弁要旨〕

津川議員のご質問にお答えいたします。

まず始めに、差別解消に向けた法制度制定における本町の取組みについてのご質問です。

平成 28 年中に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」と個別に差別を解消していくための法律ができたことは、町長の答弁にありましたように、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会を実現するためにはとても重要なことでもあります。このことを起点とし、今後、様々な差別が解消されるための大きな流れができることは議員が期待されているように私も願うものです。

私からは、ヘイトスピーチ解消法と部落差別解消推進法に対する具体的な取り組みについてお答えいたします。

まずヘイトスピーチ解消法については、広報北栄の平成 28 年 1 月号、8 月号に記事を掲載しています。また、人権関係の会議、研修会などにおいて関係資料を配布するなど周知啓発に努めています。身近で起きていないため、実感することが難しい面もありますが、今後も機会を捉えながら、情報を提供し、ヘイトスピーチは不当な差別的言動であり、あってはならないことであることを発信してまいります。また、研修会、講演会等でも取り上げながら、特定な方々を地域社会から排除することや煽動することは不当な差別的言動で、許されないことについて学ぶ機会の提供も行ってまいります。

次に、部落差別解消推進法についてであります。従来から取り組んでいます部落解放月間や人権週間の中でも法律制定を好機と捉え、教育、啓発につながるようにより積極的に取り組みを進めます。「人権を尊重するまちづくり推進計画」にある 14 の人権分野の中から毎年主要テーマを決め、全自治会を対象に「人権を学ぶ会」を行っていますが、平成 29 年度は、主要テーマに部落差別を取り上げる予定にしています。17 日開催予定の人権教育地区推進員研修会でもテーマにします。相談体制につきましても人権擁護委員、関係機関との連携をより密にしながら対応してまいります。

特に平成 29 年度は「人権を尊重するまちづくり推進計画」を見直す年となっておりますので、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別

解消法、6月施行のヘイトスピーチ解消法、そして12月施行の部落差別解消推進法を踏まえ、わが町の状況に適した見直しを多くの皆様から意見をいただきながら進めてまいります。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	7番-2	質問議員名	津川 俊仁（14番）
質問事項（質問要旨）	フッ化物洗口について ・フッ化物洗口について、教育委員会の議論の経過と、保護者への対応、また、平成29年度の小・中学校での実施について伺う。		
答弁者	教育委員長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

続いて、フッ化物洗口についてでございます。

まず、フッ化物洗口について教育委員会での議論の状況でございますが、津川議員から一般質問をいただいた昨年9月議会以降に、研修を重ねてきました。

フッ化物洗口が有効だとする歯科医師の意見、反対の立場として教職員組合の意見、また、島根県雲南市の先進地視察、湯梨浜町の東郷小学校のフッ化物洗口の様子も見させてもらいました。

これらの結果と、直接の現場となる校長や養護教諭などから寄せられた意見をもとに、先月の20日に開催した定例の教育委員会で、委員の方々から意見を出しあい、協議を行いました。

委員から「保護者には実施を決めてから説明するより、事前に意見を聞くほうがよい」、「学校医、学校薬剤師からも意見を聞きたい」などの意見が出されたため、学校ごとに保護者、学校医などで組織する「学校保健委員会」で意見をうかがってから、教育委員会としての結論を出すということになりました。

したがって、保護者への対応は未定であり、平成29年度の実

施については、予定はたっていない。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	7 番-3	質問議員名	津川 俊仁 (14 番)
質問事項 (質問要旨)	小・中学校教職員の駐車料金協力金について ・小、中学校の教職員に駐車料金協力金の徴収を検討されているが、その根拠となる例規と妥当性について伺う。		
答 弁 者	教育委員長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

続いて、教職員の駐車場料金協力金についてでございます。

駐車場の協力金につきましては、平成 19 年度から、臨時職員を含めた町職員全員から、ひと月あたり 1,000 円の額で納付が始まりました。現在では、その対象を広げ、町有地に自家用車を駐車する広域連合、土地改良区、社会福祉協議会、北条庁舎で窓口業務を受託する株式会社共立メンテナンスなどからも負担をいただいているとのことでございます。

この駐車場料金の納付に当たっては、根拠となる条例などはなく、そのため、”協力金”という名目となっております。

小・中学校の教職員につきましては、給料等が北栄町から支払われないこともあって、その対象から除かれていましたが、街の中にあるような敷地の狭い学校は、駐車場がなく、近くの駐車場を借りて、駐車料金を払っていることもありますし、町有地に、1 か月のうちほとんど車を置いている場合は、駐車料金をお願いしても良いのではないかと思いますので、平成 29 年度から納付をしていただくこととしたものでございます。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	8 番-2	質問議員名	斉尾 智弘 (9 番)
質問事項 (質問要旨)	臨時保育士の賃金を月給にすることについて ・臨時保育士の賃金は日額で、年末年始となると勤務が少なく、やりくりが大変だときく。処遇改善を行ってはどうか。		
答 弁 者	町 長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

次に、臨時保育士の日給月給を月給とすることについてのご質問でございます。

北栄町の保育教諭補佐員の賃金は、保育士や幼稚園教諭の資格を有する場合、日額 8,200 円としています。単価の決定につきましては、特に資格を必要としない一般事務に比べ、資格が必要な保育士や看護師、社会福祉士などは若干手厚くするなど、資格の有無、資格の水準や、業務の度合いなどを考慮し定めています。

賃金の体系は、一部の非常勤を除き、日額の体系としています。これは、中部の他町でも多く採用されているものでございます。

本町の保育教諭補佐員の賃金が中部の他市町に比べ改善が必要な水準ではありませんし、日額の支払い方法が特に不公平だとは感じませんので、ご指摘のような処遇改善や、月額への体系変更などは、考えていないところでございます。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	8 番-2	質問議員名	斉尾 智弘 (9 番)
質問事項 (質問要旨)	臨時保育士の賃金を月給にすることについて ・臨時保育士の賃金は日額で、年末年始となると勤務が少なく、やりくりが大変だときく。処遇改善を行ってはどうか。		

答 弁 者	教育委員 長	担当課	教育総務課
-------	-----------	-----	-------

〔答弁要旨〕

齊尾議員のご質問にお答えします。

臨時保育士（＝保育教諭補佐員）の処遇につきましては、町長答弁のとおりであり、現時点での処遇改善は考えていないところでございます。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	9番-1	質問議員 名	浜本 武代（1番）
質問事項 （質問要旨）	北栄町の農業のまちづくり ・児童、生徒が町の自然、農産物、歴史などを紙芝居で理解し、農業の大切な応援団、後継者になってもらいたいと思うが。		
答 弁 者	教育委員 長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

浜本議員のご質問にお答えします。

子どもたちに農業の応援団になってもらうための ご提案をいただきました。

本町の基幹産業である農業についての学習は、小学校では社会科でわが町の農業について学習し、選果場の見学なども行っております。中学校におきましては、総合的な学習の時間で、職場体験を取り入れた学習を行っております。また、職場体験（ワクワク北条・わくわく大栄）では、農業体験を選択した生徒が、個人農園や県の園芸試験場などで体験し、多くのことを学んできております。

その結果として、これらの生徒が、町の自然や歴史、先人の苦労や喜び、特産物などを知り、農業の素晴らしさを実感するような人となればと、願うところでもあります。

そのためにも、もっと多くの子どもたちが、農業に関心を寄せ、農業はとても大切な産業であることを理解させるため、誰にでもよくわかる紙芝居を使って学習をしていったらという提案をいただきました。

この取り組みはとても面白いと思います。しかし、作成に当たっては、専門的に、そしてわかりやすく作成できるのはやはり、長年農業に携わっておられた専門的な方々であろうと思いますので、そういう方があれば、ぜひ、お願いしたいものだと思います。

現在、生涯学習課において、地域を学ぶための副読本を作成中であります。町の姿、産業、特産品などを掲載する予定にしていますので、それを活用して学習を深めていくことも考えているところであります。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	11番-2	質問議員名	長谷川 昭二 (13番)
質問事項 (質問要旨)	就学援助金について ・入学準備金の立て替えをしなくてすむように、就学援助の支給時期を入学前にすることは		
答 弁 者	町 長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

次に、就学援助費についてのご質問でございます。

入学準備金の就学援助については、要保護の場合、福祉課が担当する生活保護費の中に必要額を加算しておりまして、通常、3月(5日)の支給としております。

また、要保護に準ずる方につきましては、教育費で支給をしており、入学準備金につきましては、例年、7月に支給をしています。

要保護と準要保護で入学準備金の支給にこれだけの時間差があり、長谷川議員の指摘はごもっともでありますので、準要保護の場合も要

保護とできるだけ同時期に支給を行うよう、改善を指示したところ
でございます。

一 般 質 問 答 弁 書

質問事項番号	11 番-2	質問議員 名	長谷川 昭二 (13 番)
質問事項 (質問要旨)	就学援助金について ・ 入学準備金の立て替えをしなくてすむように、就学 援助の支給時期を入学前にすることは		
答 弁 者	教育委員 長	担当課	教育総務課

〔答弁要旨〕

長谷川議員のご質問にお答えします。

就学援助費の支給時期を、学校の入学前に行っては、とのご質問で
ございます。

本町の支給状況につきましては、町長答弁のとおりでございます。
この質問を受けまして、他団体の状況を確認しましたところ、湯梨浜
町は 5 月支給、琴浦町は 4 月中旬の支給で、本町より数か月早いこと
が分かりました。

また、他県では、年度開始前の 3 月に前倒しをして支給を行う団体
が増えてきていることもわかりました。

これらの前倒しは、入学準備金という性格上からだと思います。申
請受付、審査の時期など先進地の事例を参考に、2 月の支給は難しそ
うですが、3 月中の支給は可能と思われめますので、30 年度の入学準備
金から前年度の 3 月支給に変更をしたいと考えております。